

御 薬 院 考

友 永 植

A Study of “Yu Yao Yuan”

SHOKU TOMONAGA

This study is to analyze the activities of “Gou Dang Yu Yao Yuan 勾当御薬院”, president of “Yu Yao Yuan 御薬院” and examine the role which a eunuch performed in maintaining despotism by the Emperor during the Sung dynasty.

“Gou Dang Yu Yao Yuan” is a post to which a eunuch was appointed at Harem and he served the Emperor as his close official, performing one of his duties to compound medicines for the Emperor. “Gou Dang Yu Yao Yuan” was equipped with enough ability to be trusted most by the Emperor of all his close officials. Hence “Gou Dang Yu Yao Yuan” was dispatched in emergency to the important bureaus in charge of military and financial affairs out of Harem. He was invested with such broad and significant authority that he performed his duties to direct, superintend or administer those bureaus. That is, he fulfilled his role faithfully to make the Emperor’s policy influential over those administrative bureaus.

It can be said in those senses that “Gou Dang Yu Yao Yuan” made a contribution to maintaining despotism by the Emperor during the Song dynasty.

序 言

近年、難解とされた宋朝官制体系も梅原郁氏の労績¹⁾を始めとする多角的な研究を通して徐々に解明が進み、その大枠がほぼ明らかにされてきた観がある。小論はかかる諸氏の高論に依りながら、宋朝皇帝独裁体制の実態を解明せんとする一試みである。筆者は、宋朝皇帝独裁体制が、皇帝というパラソルの下に文臣科挙官僚を始めとする複数の官僚集団がそれぞれに託された使命を各自遂行することによって、それらの活動の総合された効果の上に維持されたものと考えている。そのような観点から、筆者は先に三班使臣についていささか考究した²⁾が、小論ではかかる官僚集団の一つとして内官に注目した。宋代では、内官機構に内侍省・入内内侍省の二省制³⁾が採用されたことから端的

に窺われるごとく、内官統制が行きとどいており、その点、宋代の内官には唐代のそれがごとき政治史上の興味はさほど覚えないが、上述の観点に立つときまた別個の興味をそそられる。小論では御薬院なる機関の分析を通して、宋朝の皇帝独裁体制の維持における内官の役割についていささか論及したい。

1 御薬院

御薬院は宋初に創設された禁中の一官衙である。『宋会要輯稿』（以下『宋会要』）、職官 19、御薬院の項に、

御薬院、在崇政殿後。至道三年置。大中祥符八年、移於崇政殿門外東華門南。宝元二年九月、復移於殿後東廡。皆按局秘方，合和御薬，專奉禁中之用，及別供御膳，若御試举人，別長頒示考官等条貫，監弥政之□。

初以入内内侍三人勾当，政参用士人，天聖中，又置上御藥及上御藥供奉，多至九人，後皆罷之。今止以入内供奉四人通領，有藥童十二人。

とあり、これによると御藥院は太宗・至道三年に設置され、仁宗・宝元二年以降、崇政殿の後に官衙が置かれることになったという。

その職掌は、禁中や特別の宴席で用いる秘薬の製法研究及び御薬の調査⁴⁾の外、殿試における考官の頒示等の雑務⁵⁾であった。

院務は、当初入内内侍省の内官3名が勾当したが、士人もこれに参与したといい、仁宗・天聖中には上御薬・上御薬供奉等の官が一時置かれ、その廃止後は入内供奉官4名が院務を総領することになったという。更に同項が引く『神宗正史』及び『兩朝国史』⁶⁾によると、勾当官の管下に、典・薬童・匠・典事・局史・書史・貼書・守闕貼書等の官属が、3部局に分かれて従っていたことなどが知られる。

ところで、唐の官制では御薬は殿中省の尚薬局が掌っており、宋制においてもその官名を見出すことはできるが、全く形骸化していた⁷⁾。また宋代には翰林医官院が設けられて、「医薬を供奉すること及び詔を承け衆疾を視療すること」を掌った⁸⁾といわれるが、御薬院の職掌を考えると、医官院では疾病の診療が主務であったものと推測する。

以上要するに、御薬院は当初士人の院務参与も行われたが、『文献通考』巻57、内侍の項に「其属有御薬院」とあるごとく、禁中における内官の官衙で、御薬・秘薬の調剤・進御及び殿試における庶務を掌ったのであった。

2 勾当御薬院

(1) 勾当御院の側近性

御薬院の院務を総領したのが勾当(幹当)⁹⁾御薬院である。前述のごとく、当職には入内内侍省の官員、仁宗朝以降は入内供奉官が任用された。前掲『神宗正史』職官志に、

御薬院，勾当官四人，以入内内侍充。掌制薬以進御，又供禁中之用。凡薬嘗而後進。

有奏方書，則集国医按驗以聞。饋進膳羞・祭祀朝会・燕饗行幸，則扶持左右。

とあり、勾当官は御薬を試服・進奉する任にあり、かつ皇帝の日常の食事・祭祀・朝会・宴会・行幸など公的・私的場において皇帝の近側に扶持することを職務としたことから、その人選には格別な意が払われた。『統資治通鑑長編』(以下『長編』)巻117、景祐二年九月壬寅の条に、

詔，勾当御薬院，自今選内臣入仕三十年以上，経十年不遷，而累有劳者，为之。候五年与遷一資。仍留在院，非過犯而三年替者，遷一資。自余不得輒乞改官。其内東門・竜図・天章閣，並入内内侍省選差人。

とあり、仁宗朝には30年以上の官歴をもつベテランで、功勞を重ねた者を任用する旨が詔され、また同書巻202、治平元年八月丁己の条に、

司馬光言…伏望，陛下自今日已後，除内臣常程差遣，依旧令都知司定差外 其勾当御薬院・内東門・竜図閣・天章閣・後苑・化成殿・延福宮等处，及非時差管勾裏外要切公事之人，並乞陛下親加選擇擢之…見闕薬院四人，亦乞陛下遵旧例，於内供奉官以下，自以聖意，選擇忠信謹重可託腹心之人，使之勾当。

とあって、英宗朝に司馬光が忠謹で腹心と頼むべき者を、皇帝が親試して抜擢すべきであると上奏している。

勾当官は厳重な選考を経て採用され、またその職掌が常に君側に祇候する¹⁰⁾ことを不可欠としたことから、就任後は皇帝の厚い信任を得たであろうことは推考するに難くない。『長編』巻115、景祐元年九月辛丑の条に、

尚楊二美人之出宮也，…左右引寿州茶商陳氏女入宮。…卒罷陳氏。或曰陳氏父号陳子城者，始因楊太后，納女宮中。太后嘗許以為后矣。至掖庭將進御。勾当御薬院閻士良聞之，遽見上。上方披百葉図曰。士良曰臣聞陛下欲納陳氏女為后信否。上曰然。士良曰陛下知子城使(便か)何官。上曰不知也。士良曰子城使(便か)大臣家奴僕官名也。陛下若納奴僕之女為后，豈不媿公卿大夫耶。上遽命出之。

とあり、太后も認めた仁宗の立後に際し、勾当御薬院の閻士良が急遽仁宗に拝謁してその非を論じ、帝の立後の意を翻させた経緯を伝えている。仁宗の士良に寄せる厚い信頼に裏打ちされた両者の親密な関係が看取されよう。同書巻267、熙寧八年八月壬辰の条に、

上批、勾当御薬院李舜举、服勤左右、多歴年所檢身奉上、最為慤謹。(在御薬院十四年)¹¹⁾

とあり、勾当御薬院李舜举が長年神宗の近側に奉仕し最も謹直であったことを伝えている。皇帝の勾当官に寄せる厚い信頼は、一方勾当官をして皇帝に対し強い忠誠心を抱懐せしめることになったものと考えられる¹²⁾。

以上要するに、勾当御薬院はその職掌の故をもって皇帝の厚い信任を蒙り、また一方皇帝に強い忠誠心を懐くところの甚だ信頼するに足る側近官僚であったといえよう。

(2) 勾当御薬院の外延活動

勾当御薬院は禁中における本務を遂行する一方、臨時に外廷の職務を委ねられることがあった。当官職が正史に専伝をもつことまれな内官の職であったことから、その活動を窺う手掛かりは甚だ少ない。以下、管見の限りで徴し得た史料をもとに、臨時に拝命した職務の特徴を検討することにする。

① 勾当公事

『宋史』巻268、李舜举伝に、
郭逵討交州、以為廣西幹当公事。軍中之政、得与講画。或疾置入朝、稟受成算。

とあり、当時勾当御薬院であった李舜举が、神宗の交趾(ヴェトナム)遠征に当り、廣西幹当(勾当)公事に任ぜられて従軍したことが伝えられている。またこの記事によると勾当公事の職務が、行營の軍政に参画するとともに、行營と中央との間を往来して指令部の方針を行營に伝達し軍政に反映させることであったことが知られる。かかる職任の事例としては、英宗朝の王中正の2例、神宗朝の李舜举の3例、李憲の3例が検出される。職任の詳細は別表(1)のごとくである。行營軍や遼・西夏と接する沿辺の路・府州の軍政が朝廷にとって最重要関心事であったことは論を待たない。勾当公事は現地軍政を監

視¹³⁾するとともに、朝廷(皇帝)の企図をそこに貫徹させる役割を担ったものといえよう。

② 走馬承受公事

『長編』巻126、康定元年二月丁亥の条に、
夏守贄換宣徽南院使・陝西都部署、兼経略安撫等使。仍以入内供奉官勾当御薬院張徳明・黎用信、為陝西都大管勾走馬承受公事、掌御劍隨之。

とあり、仁宗朝、西夏の侵寇に当り、勾当御薬院張徳明・黎用信が陝西方面軍の走馬承受公事に任ぜられ、行營軍の監察を行ったことが伝えられている。行營や沿辺駐屯軍及び軍政路に走馬承受が差添され、軍政の監察と中央との連絡に任ずることは宋朝の常制であったが、張・黎の場合は「陝西都大管勾走馬承受公事」の職名から推して、権限は陝西の4軍政路(秦鳳・涇原・環慶・鄜延)にあまねく及び、更に天子の御劍を授けられたことを勘案すると、恐らく指令官である都部署夏守贄の指揮権に干渉し得るだけの権限を与えられていたのではないかと推察され、その権限において一般の走馬承受と同日に論ずることの非はいうまでもない。今一件の走馬承受の事例である上御薬楊承德の場合も、成都府路と利州路の両行政路にわたって権限を及ぼし得たごとくである¹⁴⁾。

③ 軍隊の検閲

『長編』巻250、熙寧七年二月丙子の条に、
遣勾当御薬院李憲、往鄜延路、按閲諸軍、点檢器甲。

とあり、勾当御薬院李憲が西夏と隣接する沿辺軍政路下の軍隊・武具を検閲・点検したことを伝えている。かかる職任の事例としては、神宗朝に劉惟簡が提挙河北路保甲司管下の大保長の武芸を検閲している¹⁵⁾。

④ 沿辺州の体量

『長編』巻237、熙寧五年八月己巳の条に、
詔入内供奉官勾当御薬院李舜举、往雄州体量。先是孫永・閻士良等、体量張利一事、所奏或不同。

とあり、神宗朝、遼と隣接する雄州の知州張利一の対遼政策が宋遼関係を不穩ならしめたこと¹⁶⁾を背景に、その事実関係を調査し、事態を裁

量すべく、勾当御薬院李舜拳が派遣されたことを伝えている。この事件が宰相王安石・枢密使文彦博等による朝堂の大議論になったこと¹⁷⁾は、沿辺政策の重要性を物語って余りあるが、それ故また李舜拳の任務も朝廷にとって重要な意味をもつものであったと考える。

⑤ 内蔵庫の出納の管理

『宋会要』、食貨51ノ5の項に、

上宣諭曰、近見内蔵庫帳、文具而已。其財物出入、全無関防。…今守蔵内臣、皆不曉帳簿。関防之法、当招人領之。即命勾当御薬院李舜拳、代其不職者。

とあり、神宗朝、内蔵庫物の出納の管理がおろそかになっているとのことで、勾当御薬院李舜拳がこの状況を改めるべく選ばれて、出納の管理を命ぜられたことが伝えられている。内蔵庫が皇帝の個人的財庫という一面、三司の一般会計とならぶ特別会計の財源で、左蔵庫を補完する重要な役割を果たしたことはつとに明らかにされている¹⁸⁾。この外、内蔵庫に関係した勾当御薬院の職任としては、仁宗朝に内蔵庫から二百万緡を出資し、民間にだぶついていた河北入中軍糧鈔を買い上げるに当り、官司を設け、勾当御薬院張茂則を責任者に任じたことがあった¹⁹⁾。

⑥ その他の職任

上記の職任の外、勾当御薬院が担当した職事を列挙すると、仁宗が寵愛した張貴妃の葬儀の監護都監(劉保信)²⁰⁾、国老韓琦への湯薬賜与の使者(神宗朝の李憲)²¹⁾、及び彼の薨去に伴う韓家への特賜の使者(神宗朝の李舜拳)²²⁾、熙河路用兵で野暴しになっていた遺骸の弔祭(同前)²³⁾などである。

以上要するに、勾当御薬院は院務を総領する外に、皇帝の信頼極めて厚い側近官僚として、主に重要な軍事行動や沿辺地域の軍政を監視・監督したり、あるいは国庫の出納を管理するなどの軍事・財政の要務を臨時に委ねられ、皇帝の意志を諸局面に反映させる機能を果たしたのであった。

(2) 登龍門としての勾当御薬院

勾当御薬院が外廷の要務を委ねられたことは

上述のごとくであるが、それは同時にまた彼らが功績を上げる機会にめぐまれていたことをも意味する。別表(2)から勾当御薬院就任者の離任後の遷官状況を検討してみるに、『宋史』に専伝をもち、離任後の官歴を確認できる者8名中、7名が入内供奉官の上級官資である内侍・入内内侍押班(①⑮⑳㉑㉒㉓㉔)に、内5名が各省の副長官である内侍・入内内侍副都知(①⑮⑳㉑㉒)に、更に内1名が入内内侍省の長官である入内都知(①)に、そして1名が「内臣之極品」²⁴⁾とされ両省を総べる最高長官たる両省都都知²⁵⁾(⑮)にそれぞれ昇進していることが知られる。このことから、勾当御薬院のポストは高級官資へ昇進する登龍門であったと考えて差し支えなからう。

ところで、勾当御薬院には内官寄録官体系における従八品の入内供奉官が任用されるのが常制であったが、彼らは時に、恐らく在職時の功勞に対する思典と思われるが、本来の内廷品位以上の外廷の武班寄録官待遇²⁶⁾を与えられることがあった。先にも引用したが、『長編』巻267、熙寧八年八月壬辰の条に、

上批、勾当御薬院李舜拳、服勤左右、多歷年所、檢身奉上、最為懇謹。令依旧供職、候将来南郊、依見寄官資、奏一子官。余人毋得援例。先是舜拳常乞解御薬院補外。上留之。以其已寄諸司副使而留、則不預南郊奏薦。故特有是命。

とあり、入内供奉官²⁷⁾で勾当御薬院の李舜拳が、武班階における従七品の諸司副使の官資に寄っており、その寄資官に相応する南郊の恩典に与ったことが知られる。また同書巻456、元祐六年三月癸酉の条に、「入内内侍省内東頭供奉官管当御薬院寄供備庫使陳衍」の名が見えており、陳衍は(入)内東頭供奉官の内官班序に在って、武班で正七品の供備庫使に寄っていたことがわかる。

このような寄資官の慣行は、やがて勾当御薬院在任中に武班階の最高位に属する遙郡(四品)に遷転する者を出現せしめた。『宋会要』、職官19、御薬院の項、嘉祐五年十一月の条に、

詔、勾当御薬院内臣、如当転出外而特留者、

俟其出，計所留歲月，優遷之。更不許累寄所遷資序。非勾当御藥院而留者，其出更不推恩。初御史中丞趙槩言，勾当御藥院，有遷官至遙領團練防禦使者。謂之闇軫。若不別立規制，竊慮，干冒恩沢，寢不可止。故条約之。

とあり，仁宗・嘉祐中に勾当御藥院で遙郡團練防禦使にまで昇る者がおり，「闇軫」と呼ばれ，恩沢を冒すものとして規制が加えられたことが知られる。

以上要するに，勾当御藥院の職任は内官高級官資への登龍門であるとともに，武班階の高級官資を獲得する便路でもあった²⁸⁾。

(3) 朝廷政争と勾当御藥院

勾当御藥院は禁中祇候の職任であり，皇帝(皇室)と私的親密なる関係を生じるほどに信頼が厚かったことから，朝堂において隠然たる権力を保持していたものと推察する。それ故しばしば朝廷の権力斗争に関与し，御史台等の指弾を蒙ることがあった。『長編』巻414，元祐三年九月丁巳の条に，

医官秦迪等七人，勾当御藥院陳衍等三人，本殿使臣張士良等二十人，以太皇太后康復推恩，軫官減年有差。

とあり，勾当御藥院陳衍等が哲宗の摂政宣仁太皇太后の病氣平癒に労があったことを窺わせ，陳衍と太后の間柄が推られるが，『宋史』巻467，陳衍伝に，

御史来之邵，方力詆元祐政事。首言，衍在垂簾日，怙寵驕肆，交結戚里，進退大臣，力引所私，俾居耳目之地。張商英亦論，衍交通宰相，…結託詞臣。…蓋指呂大防・蘇軾也。

とあり，御史の弾劾によれば陳衍が宣仁太皇太后の摂政下で，その恩寵を頼んで外戚・高官と結託し，大臣の進退をはかったり，与党を扶植して情報を収集したことなどが知られよう。因みに陳衍は後に，嶺南で処刑されている。また同書巻468，任守正伝に，

任守忠…稍遷上御藥供奉。初章獻后聴政，守忠与都知江德明等，交通請謁，權寵過盛。

仁宗親政，出為黃州都監。

とあり，上御藥供奉任守忠が内侍の長官江德明を通じて，仁宗の摂政章獻皇太后に取り入り，一時権力・恩寵ともに盛んなものがあったが，仁宗の親政が始まるや左遷された²⁹⁾ことを伝えている。『長編』巻112，明道二年四月丙辰の条は任守忠の黜外を伝える記事の後に，

參知政事薛奎言，不遂斥逐，恐階以為乱。

上不欲暴其罪状，止黜之於外。

と記し，任守忠の失脚の背後に參知政事の劾奏があったことを伝えている。また同書の同月癸丑の条に，

罷上御藥并上御藥供奉。以上御藥楊懷志・江德用，並為供備庫使。楊承德・楊余懿，並為洛苑副使。上御藥供奉蔡舜卿・張懷信・武繼隆・任守忠・楊安節，並為供備庫副使。

以入内供奉官四人，勾当御藥院，如故事。とあって，冒頭で言及した上御藥・上御藥供奉の廃止，並びに入内供奉官による院務勾当の復活という制度改革の背景に，章獻皇太后から仁宗への政権交替にからむ権力斗争が潜隠していたことを知ることができる。ところで仁宗が崩御し，皇太子であった濮安懿王の第13子宗実が英宗として即位すると，「治平の濮議」²⁹⁾が持ち上がった。これを巡る百官の議論の中で，侍御史知雜事呂誨が宰相韓琦を論難したくだりを，『長編』巻207，治平三年正月庚辰の条は，

又奏，臣等本以歐陽修首起邪説，誣誤聖心。韓琦等依違附会，不早弃正。…皆以為韓琦密与中官蘇利陟(涉)・高居簡，往来交結，上惑母后。

と記し，韓琦が太后を抱き込むべく，当時勾当御藥院に任じていた³⁰⁾内官の蘇利陟や高居簡と交結したことを伝えている。

以上要するに，勾当御藥院はそれが内官の職であり，職掌から皇帝(皇室)と私的親密関係を結び易かったことから，往々朝堂の政争に関与した。特に太后による垂簾の政が行われた場合は，外廷官と簾中を仲介する立場を利し，また太后の恩寵を頼んで，隠然たる権力を保持して外廷政治にまで容喙することがあった。

結 語

本稿は、御薬院の長官たる勾当御薬院の実態を分析・検討することを通して、宋朝における内官の存在意義を考察せんとするものであった。勾当御薬院は、洪邁が「内侍之職，至幹弁後苑，則為出常調，流輩称之日苑使。又進而幹弁龍図諸閣，日閣長。其上日門司。日御薬。日御帶。又其上為省長，謂押班及都知也³¹⁾。」と述べるがごとく、後苑・龍図等諸閣・内東門司の勾当官・帶御器械・内侍両省の押班及び都知等と同様に、内官の職事の一つであったが、皇帝の御薬を掌って常にこれに近侍するという職掌がら、皇帝にとっての最頼側近官僚の一つでもあった。それ故、臨時に外廷における軍事・財政の重要部局に差遣され、広範にして重い権限を与えられて諸業務を監督・督視あるいは管理するがごとき要務に携り、皇帝の政治方針を行政諸局面に忠実に反映させる役割を担った。その意味で、勾当御薬院は宋朝の皇帝独裁体制を支持する機能を果たしたものといえよう。かかる機能は上述の内官の諸職事³²⁾に就いても同様に指摘することができる特質であり、それらに関する考察は続篇に譲りたい。

註

- 1) 梅原郁氏の宋朝官制に関するこの間の諸研究は、氏の『宋代官僚制度研究』（同朋舎、1985）に集大成されている。
- 2) 拙稿「唐・五代三班使臣考—宋朝武班官僚研究 その(一)—」（『宋代の社会と文化』汲古書院、1983）
- 3) 『宋史』（巻166、職官6、内侍省）、『宋会要輯稿』（職官36、内侍省）、『文献通考』（巻57、職官11、内侍省）より二省制確立の経過を整理してみるに、「内侍省」は従来の内侍省内の内班院が、後に内侍省内侍班院と改称され、真宗・景德三年五月に「内侍省」として独立した。一方「入内内侍省」は従来の内侍省内の内中上品班院が、太宗・淳化五年に入内内班院と改称され、その後入内黄門班院・内侍省入内内侍班院の改称を経て、景德三年二月に内侍省から独立して「入内内侍省」となった。すなわち真宗・景德三年に二省制が確立したのである。『宋史』によれば、

入内内侍省与内侍省，号为前後省。而入内省尤为親近。通侍禁中，役服褻近者，隸入内内侍省。拱侍殿中，備洒掃之職，役使雜品者，隸内侍省。

とあり、入内内侍省の方がより皇帝に近い存在で、その官員は禁中に祇候するが、一方内侍省の官員は殿中に侍って、清掃等に従事するに過ぎないことがわかる。

- 4) 『宋会要』、職官19、御薬院の項が引用する『神宗正史』職官志に、

御薬院，勾当官四人，以入内内侍充，掌制薬以進御，又供禁中之用。凡薬嘗而後進，有奏方書則集国医，按驗以聞。

とあり、御薬院は御薬の試服・進御及び方書の検閲も行った。

- 5) 注4)『神宗正史』職官志によれば、

廷試進士，則主行其案，令封印卷首，而給納之。とあり、殿試の答案の配布・回収を行った。

- 6) 『両朝国史』志に、

御薬院…旧置幹弁官四員，以入内内侍省充，今置同。旧置典事二人・局史二人・書史四人・貼書七人・守閣貼書不限人数，今置同。

とあり、また注(4)『神宗正史』には、「御薬院…分案三，吏八」とある。

- 7) 『宋史』巻164、職官4、殿中省の項に、

殿中省…凡総六局…日尚薬掌，和剂診候之事…雖有六尚局名，別有事存。…所掌唯郊己・元日・冬至・天子御殿及褙衿，后廟・神主，赴太廟，供具織扇。

- 8) 『文献通考』巻55、職官9、翰林医官院の項

- 9) 『史諱举例』によれば、南宋・高宗の諱である「構」を避けて、「勾当」は「幹当」とし、「管勾」は「管幹」とするとある。

- 10) 勾当御薬院はその職掌がら、皇帝の臨終・危篤の際に往々立会った。『宋史』巻467、張茂則伝に、
仁宗不豫。中夜促召，茂則趨入扶掖。左右或掩宮門。茂則日事無慮，何至中外生疑。帝疾間，欲處以押班。懇求補外職。

とあり、また『長編』拾補巻1、治平四年七月戊寅の条に、

上神宗即位。内臣以覃恩升朝者，皆罷内職。独勾当御薬院高居簡等四人，留如故。天章閣待制孫思恭，嘗以為言。上曰居簡有功。思恭退詢於人，劉燁之建儲也，居簡覘見太子二字，急報於穎（神宗）邸。及英宗升選，居簡亟出召二府（中書・樞密）。…又於懷中探黄衣，以被上体。此謂有功者也。

とあり、『宋史』巻468、蘇利涉伝に、

英宗為皇子、(蘇)利涉給事東宮。及即位、遷東頭供奉官。欲以穎王府都監、力辭。幹當御藥院。遷供備庫使。帝不豫、持医薬最勤、言輒流涕。及帝崩、乞与医官同貶。三表待罪、不許。

とあって、張茂則が仁宗、高居簡・蘇利涉が英宗の病臥の枕頭に侍ったことが知られるが、それ故高居簡のごとく後継皇帝擁立に深く関わる場合もあったと考えられ、それは新皇帝と親密関係を結ぶ契機となったであろう。後述するところであるが、勾当御藥院が朝堂において隠然たる権力を保持することになる重要な背景ではなかったろうか。

11) 『宋史』巻 467, 李舜挙伝

12) 『長編』の巻 258, 熙寧七年十一月己巳の条に
上批, 李憲見寄昭宣使, 所有南郊支賜, 緣憲勾当御藥院, 三晝夜執事, 最為勤勞, 難依散官例。とあり、勾当御藥院李憲の忠勤ぶりを伝えている。

13) 勾当公事の権限が知州・鈐轄の人事に及んだことを窺わせる史料がある。『長編』拾補, 治平四年八月甲辰の条に、

司馬光言、臣窃聞、陛下好令内臣采访外事、及問以群臣能否。臣愚以為非也。…近聞、王中正差往陝西、勾当公事。有知涇州劉渙等、曲加詔奉、郵延路鈐轄吳舜臣、違其意。俄而遷渙鎮寧留後、知恩州、舜臣降華州鈐轄。衆人皆言、中正所為。

とあり、陝西勾当公事王中正の何らかの報告が、知州劉渙の鎮寧留後・知恩州への昇遷と郵延路鈐轄吳舜臣の華州鈐轄への降格の原因であったかに推察される。勾当公事の権限に知州・鈐轄レベルの人事権が含まれていたか否かは不明であるが、それらの人事に重大な影響を及ぼすだけの政治上の力量を帯びていたものと考えられる。

14) 『長編』巻 112, 明道二年二月壬子の条

15) 『長編』巻 329, 元豐五年八月戊午の条

16) 『長編』巻 236~巻 237

17) 注 16)

18) 梅原郁「宋代の内蔵と左蔵一君主独裁の財庫一」(『東方学報』〈京都〉42)

19) 『長編』巻 176, 至和元八月癸巳の条

20) 『長編』の巻 176, 至和元年正月癸酉の条

21) 『長編』巻 255, 熙寧七年八月乙卯の条

22) 『長編』巻 265, 熙寧八年六月戊午の条

23) 『長編』巻 247, 熙寧六年十月丁卯の条

24) 『宋史』巻 166, 職官 6, 内侍の項

25) 『宋会要』職官 36 が引く『神宗正史』職官志・内侍の項によれば、内官寄禄官の品位は次の如くである。

入内内侍省都知(都都知か) 従 5 品

都知・副都知・押班 正 6 品

内東西頭供奉官 従 8 品

殿頭・高品 正 9 品

高班・黄門・内品 従 9 品

26) 内官が本来の内官寄禄官体系に在りながら、武班寄禄官待遇を授かる場合「寄何々(武班寄禄官)」と表記され、それは一般には「寄資」といわれた。『長編』巻 247, 熙寧六年九月辛巳の条に、

勾当御藥院李憲、為遙郡團練使寄資、給全俸。

景思立攻下河納城、憲監其軍。故有是命。

とあり、当時入内東頭供奉官であった李憲が、遙郡の寄資官を受けられ、その全俸を支給されたことが伝えられているが、このように「寄資」は朝堂の班序において優遇するという名譽的恩典というよりも、寄資官相当の俸給を支給するという実質を伴う恩沢であった。因みに、後述するところだが、李憲の遙郡拝領は「閹軫」の一例といえよう。

27) 当時李舜挙が入内供奉官であったことは、『長編』巻 284, 熙寧十年八月辛巳の条に「入内東頭供奉官勾当御藥院李舜挙」とあることによって明らかである。

28) 勾当御藥院が高官への登龍門であったことは、同時にそれが衆望の職であったであろうことを推測させる。『宋会要』職官 19, 御藥院の項の景祐二年十二月の条に、

詔、前後殿都知・押班親戚、不得差勾当御藥院。

とあり、これによると入内内侍省・内侍省(前後殿)の都知・押班が、その地位を利用して親戚を勾当御藥院に補さしむべく画策したことが窺われる。

29) 「濮議」とは、仁宗の皇太子で濮安懿王の第 13 子趙宗奭が、仁宗の薨去に伴い英宗として即位した時点で、実父濮王を如何に扱うかとの祭典上の資格問題がおこったが、これを巡ぐる朝堂の大議論である。濮王を皇帝として扱おうとする歐陽脩・韓琦・曾公亮等とそれを否定する司馬光・呂誨・范純仁・呂大防等が対立し、後の新旧両法党の対立の前ぶれとされる。

30) 『宋史』巻 468, 蘇利涉伝

31) 『容齋四筆』巻 16, 寄資官

32) 『宋史』巻 166, 職官 6, 入内内侍省・内侍省の項によれば、内官の官司としては上述の諸官司の外に、合同憑由司・管勾往來国信所・造作所・軍頭引見司・翰林院などの名が見えている。

別表(1) 勾当公事の事例

勾当御薬院	勾当公事の關係記事	備考	出典
王中正	差陝西, 勾当公事	西夏の侵寇に対する防衛	長編, 捨補, 治平4/8 甲辰
〃	幹当鄜延環慶路公事, 分治河東辺事	破西人有功	宋史467
李舜举	往太原府代州, 勾当公事	太原府, 代州は対遼軍事拠点	長編254, 熙寧7/6 丙申
〃	往河東分画地界所, 勾当公事		長編270, 熙寧8/12 甲申
〃	広平勾当公事(広西幹当公事)	ヴェトナム遠征	長編273, 熙寧9/2 癸亥
〃	安南行営勾当公事	〃	長編283, 熙寧10/6 己卯
李憲	環慶路勾当公事		長編244, 熙寧6/4 乙亥
〃	熙河路経略安撫司勾当公事		長編249, 熙寧7/1 辛酉
〃	秦鳳路経略安撫司勾当公事		同上

別表(2) 勾当御薬院就任者

	勾当御薬院	就任前の職事	離任後の官・職事	出典
①	任守忠	※任守忠は「領御薬院」, 「上御薬供奉」である。	内侍押班, 副都知, 入内都知, 宣慶使, 安静軍留後	宋史468
②	楊子德	※上御薬	②~⑨は仁宗の親政の開始に伴って御薬院の職を罷免され, また上御薬供奉の職も廃止さる。	長編112, 明道2/4
③	楊徳志	※上御薬		
④	江徳用	※上御薬		
⑤	楊余懿	※上御薬		
⑥	張懐信	※上御薬供奉		
⑦	蔡舜卿	※上御薬供奉		
⑧	楊安節	※上御薬供奉		
⑨	武繼隆	※上御薬供奉		
⑩	閻士良			
⑪	張明德			長編126, 康定1/2 丁亥
⑫	黎用信			同上
⑬	廬昭序			長編126, 康定1/3 戊寅
⑭	劉保信			長編176, 至和1/1 癸酉
⑮	張茂則	幹当内東門	内侍押班, 内侍副都知, 両省都都知, 寧国軍留後	宋史467
⑯	王(劉?)保信			長編192, 嘉祐5/11 辛卯
⑰	王保寧			同上
⑱	鄧保寿			同上
⑲	王世寧			同上
⑳	蘇利涉		幹当皇城司, 内侍押班, 副都知, 海州団練使	宋史468
㉑	高居簡	歴領龍岡・天章・宝文閣, 内東門司	帶御器械, 内侍押班, 忠州刺史	宋史468
㉒	王中正		内侍押班, 入内副都知, 昭宣使, 金州觀察使	宋史467
㉓	陳衍		領内東門司(前職か), 左藏庫使, 文州刺史(刑死)	宋史468
㉔	李舜举	幹当内東門	帶御器械, 内侍押班, 嘉州団練使	宋史267
㉕	李憲	幹当後苑	入内侍押班, 入内副都知, 景福殿使, 幹当皇城司, 武信軍留後	宋史467
㉖	劉惟簡			長編329, 元豊5/8 戊午

注(1) 上御薬, 上御薬供奉就任者も採録した。(表中の※印)

注(2) 表中①~⑱は仁宗朝, ⑳は英宗朝, ㉑~㉖は神宗朝に就任した者である。